**愛知教育大学ICT教育基盤センターシステム利用申請書**

**愛知教育大学ICT教育基盤センター長　殿**

下記のとおり申請します。なお，国立大学法人愛知教育大学情報セキュリティポリシー(裏面)を遵守し，大学内で使用するパソコン、及びそれに準ずるスマートフォンなどのネットワーク接続機器等にセキュリティソフトをインストールした上で、ICT教育基盤センター、および本学情報ネットワークを利用することを誓います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【太枠線内をご記入ください】 | **申請年月日** | 　　　　年　　月　　日 |
| 利用区分**(選択必須)** | ＜正規学生＞□学部生　□院生･昼間□院生･夜間□特専 | ＜教職員＞□常勤教員□非常勤講師□教員就職特任指導員　□名誉教授 | □常勤職員　　　□研究補佐員□準職員　　　　□臨時用務員□事務補佐員　　□派遣職員□技術補佐員　　□（　　　　　　　　　　） |
| ＜非正規学生・その他＞　　□科目等履修生　　□研究生　　□内地留学生　　 | 　□教員研修留学生　　　□外国人特別聴講学生　□講習会受講生用　　□設置PC利用　□認証ログイン 　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）まなびネット(遠隔講義用システム)を利用しますか？　□はい　□いいえ |
| 　　　　　■**非正規学生・その他の方は、在籍期限を必ず記入してください。**　　　　　在籍期限：　　　　　年　　　　　月　　　　　日まで |
|  |
| システム利用者 | 所属･担当講座所属部課 |  | 内線[教員・事務] |  |
| 学籍番号または職員番号 |  | 旧学籍番号※本学に在籍していた方 |  |
| 氏　名（または講習会名） | 漢字 |  |
| カナ |  |
| ローマ字 |  |
| **ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ受取方法****[いずれかを選択必須]**※学部生の新入学時申請の場合は情報教育入門の授業で配付するので選択不要※ID発行にはセンター稼働日で中2日必要 | □ｾﾝﾀｰ事務室で本人が受取 | ※受取は名前の確認できる証明書（学生証や免許証など）を持参して事務室に来てください。※下記の欄に署名が必要。責任を持って利用者本人へお渡し下さい。 |
| □ｾﾝﾀｰ事務室で**担当教員**または**代理人**が受取 |
| □学内便で本人へ送付 | ※教職員（非常勤講師は除く）のみ |
| □学内便で**担当教員**または**代理人**へ送付 | ※担当教員または代理人は常勤教職員のみ。下記の欄に署名が必要。責任を持って利用者本人へお渡し下さい。 |
| □本人宛郵送（住所　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **■以下に当てはまる場合は担当教員または代理人**(常勤教職員に限る)**の署名が必要です**・システム利用者本人がまだ採用予定日前の場合（着任前の場合）　・留学生などの非正規学生の申請の場合・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ受取方法で受取人や送付先を**「代理人」**にした場合　　 ・講習会受講生用の申請の場合 |
| 担当教員または代理人(常勤教職員) | 所　属 |  | 氏　名 |  |

■希望IDがある場合は下記に記入してください。　　※学生は不可　　※希望通りに設定されない場合もあります。

・半角英数字4文字以上10文字以内（誕生日など氏名が連想できない数字を含むIDは不可）

・記号は「－（ハイフン）」のみ可　・氏名が連想できないIDは不可　・登録後のID変更不可

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ユーザID |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　**申請書提出先**　　ICT教育基盤センター事務室（内線:2196)　<https://www2.auecc.aichi-edu.ac.jp/>

以下、ICT教育基盤センター記入欄

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ID登録 |  | 権限設定 |  | 登録連絡 |  | ID受渡 |  |

* 愛知教育大学情報

セキュリティポリシー

国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本方針

(２００８年１月９日制定)

（情報システムの目的）

第１条　国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）情報システムは，「教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める」ことを理念とし，本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され，運用されるものである。

（運用の基本方針）

第２条　前条の目的を達するため，本学情報システムは以下の事項を基本方針とし，別に定める運用基本規程により，優れた秩序と安全性をもって安定的，かつ，効果的に運用され，全学に供用される。

(1) 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止

(2) 本学の情報資産の保護

(3) 本学構成員の情報セキュリティ対策実施に関する教育・支援

（利用者の義務）

第３条　本学情報システムを利用する者（本学情報システム運用基本規程第３条に定めるもの）や運用の業務に携わる者は，本方針及び学内諸規程を遵守しなければならない。

（制限）

第４条　本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限及び制裁事項は，別の規程に定めることができる。

国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本規程

２００８年　１月　９日

規　程　第　　１　　号

（目的）

第１条　本規程は，国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）情報システム運用基本方針(２００８年１月９日制定)に基づき，「教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める」ことを理念とする本学情報システムの運用について定める。

（適用範囲）

第２条　本規程は，本学情報システムを運用・管理する者及び本規程第３条の定める利用者に適用する。

（定義）

第３条　本規程において，次の各号に掲げる用語は，当該各号の定めるところによる。

(1) 情報資産

　　情報システム，情報ネットワーク及び情報

(2) 情報システム

　　情報処理及び情報ネットワークに係わるシステム

(3) 情報ネットワーク

　　情報ネットワークには次のものを含む。

ア　本学により，所有又は管理されている全ての情報ネットワーク

イ　本学との契約あるいは他の協定に従って提供される全ての情報ネットワーク

(4) 情報

　　情報には次のものを含む。

ア　情報システム内部に記録された情報

イ　情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報

ウ　情報システムに関係がある書面に記載された情報

(5) 事務情報システム

　　情報システムの内，事務処理に供され，事務局が運用責任を持つ情報システム

(6) ポリシー

　　本学が定める本学情報システム運用基本方針及び本基本規程

(7) 実施規程

　　ポリシーに基づいて策定される規程，基準及び計画

(8) 手順

　　実施規程に基づいて策定される具体的なガイドライン，手順及びマニュアル

(9) 各部局

　　情報システムの運用が実施される範囲で次に定める部署

ア　教育学部・センター

イ　附属学校部

ウ　事務局

(10)　利用者

　　本条第１１号ないし第１３号にいうもので，情報システムを利用する者

(11)　職員

　　本学（附属学校を含む。）に勤務する常勤又は非常勤の職員（派遣職員を含む。）

(12)　学生等

　　本学学則に定める学部学生，大学院学生，研究生，科目等履修生及び外国人留学生等

(13)　一時利用者

　　前２号以外の者で，情報システムを一時的に許可を受けて利用する者

(14)　情報セキュリティ

　　情報資産の機密性，完全性及び可用性を維持すること

(15)　電磁的記録

　　電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，コンピュータによる情報処理の用に供されるもの

(16)　インシデント

　　情報セキュリティに関し，意図的又は偶発的に生じる，法律又は本学規程に反する事故あるいは加害行為

(17)　公表

　　情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置すること

（情報システム委員会）

第４条　情報システムの円滑な運用のための最終決定機関として，本学に情報システム委員会を置く。

２　情報システム委員会の運営に関し，必要な事項は別に定める。

（全学総括責任者）

第５条　本学情報システムの運用に責任を持つ者として，本学に全学総括責任者を置く。

２　全学総括責任者は，学長が指名した理事をもって充てる。

３　全学総括責任者は，情報システム委員会の議を経て，ポリシー及びそれに基づく規程の決定や情報システム上での各種事案に対する措置を実施する。

４　全学総括責任者は，全学向け教育及び部局技術担当者向け教育を統括する。

５　全学総括責任者に事故あるときは，予め学長が指名した者がその職務を代行する。

６　全学総括責任者は，原則として，情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有する技術担当者を情報セキュリティアドバイザーとして置く。情報セキュリティアドバイザーは，ＩＣＴ教育基盤センター担当教員をもって充てる。

（全学実施責任者）

第６条　本学に全学実施責任者を置く。

２　全学実施責任者は，ＩＣＴ教育基盤センター長をもって充てる。

３　全学実施責任者は，情報システム委員会又は全学総括責任者の指示により，情報システム実施管理委員会委員長として，次の事項の実施に当たる。

(1) 情報システムの整備と運用に関し，ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等を実施する。

(2) 情報システムの運用に携わる者及び利用者に対し，情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画する。

(3) 情報システムの運用に携わる者及び利用者に対し，ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

（情報セキュリティ監査責任者）

第７条　本学に情報セキュリティ監査責任者１人を置く。

２　情報セキュリティ監査責任者は，監査室長をもって充てる。

３　情報セキュリティ監査責任者は，監査に関する事務を統括する。

（情報システム実施管理委員会）

第８条　情報システム委員会の下に，情報システム実施管理委員会を置く。

２　情報システム実施管理委員会の運営に関し，必要な事項は別に定める。

（管理運営部局）

第９条　情報システム委員会は，本学情報システムの管理運営部局を定める。

２　管理運営部局は，情報システム実施管理委員会が行う。

（管理運営部局が行う事務）

第１０条　管理運営部局は，全学実施責任者の指示により，次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 情報システムの運用及び利用におけるポリシーの実施状況の取りまとめ

(2) 各部局におけるリスク管理及び非常時行動計画等の実施状況の取りまとめ

(3) 情報システムのセキュリティに関する連絡及び通報

（部局総括責任者）

第１１条　各部局に部局総括責任者を置く。

２　部局総括責任者は，次に掲げる者をもって充てる。

(1) ＩＣＴ教育基盤センター長

(2) 附属学校部長

(3) 事務局長

３　部局総括責任者は，情報システム実施管理委員会と連携し，次の事項の実施に当たる。

(1) 各部局における運用方針の決定や運用上の各種事案に対する措置の実施

(2) 各部局における情報システムの運用及び利用におけるポリシーの遵守状況の調査と周知徹底

(3) 情報システムのセキュリティに関する情報システム委員会及び情報システム実施管理委員会への報告

(4) 各部局において情報システム委員会及び情報システム実施管理委員会の対応を必要とする状況を認めた場合の情報システム委員会委員長及び情報システム実施管理委員会委員長への報告及び必要な措置の実施要請

（部局技術責任者）

第１２条　各部局における情報システムの管理・運用に責任を持つ者として，部局技術責任者を置く。

２　部局技術責任者は，各部局における情報システムの管理者をもって充てる。

３　部局技術責任者は，各部局における情報システムの構成の決定や技術的問題に対する処置を担当する。

４　部局技術責任者は，部局技術担当者に対して，ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

（部局技術担当者）

第１３条　各部局における情報システムを運用するため，部局技術担当者を置く。

２　部局技術担当者は，各部局における情報システムの運用担当者をもって充てる。

３　部局技術担当者は，部局技術責任者の指示により，各部局における情報システムの運用に関し，技術的実務を担当し，利用者への教育を補佐する。

（i-CSIRT)

第１４条　本学におけるインシデントに対応する組織として国立大学法人愛知教育大学情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「i-CSIRT」という。）を置く。

２　i-CSIRTに関し必要な事項は，別に定める。

（兼務禁止）

第１５条　情報セキュリティ対策の運用において，次の役割を同じ者が兼務してはならない。

(1) 承認又は許可事案の申請者及びその承認者又は許可者

(2) 監査を受ける者及びその監査を実施する者

２　部局総括責任者，部局技術責任者及び部局技術担当者が提出する承認又は許可事案については，別部局の総括責任者及び技術責任者が審査を代行し，情報システム委員会において審議する。

（情報の格付け）

第１６条　情報システム委員会は，情報システムで取り扱う情報について，電磁的記録については機密性，完全性及び可用性の観点から，書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備する。

（本学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止）

第１７条　全学総括責任者は，学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

２　情報システムを運用・管理・利用する者は，原則として，学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずる。

（情報システム運用の外部委託管理）

第１８条　全学総括責任者は，情報システムの運用業務のすべて，又はその一部を第三者に委託する場合には，当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

（情報セキュリティ監査）

第１９条　情報セキュリティ監査責任者は，情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査する。

（見直し）

第２０条　ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等を策定にあたった委員会又は当該委員会委員は，各規程の見直しを行う必要性の有無を適時検討し，必要があると認めた場合にはその検討を情報システム委員会に提議する。

２　本学情報システムを運用・管理する者及び第３条に定める利用者は，自らが実施した情報セキュリティ対策に関し改善すべき事項を認めた場合には，当該事項を情報システム実施管理委員会に報告する。

附　則

この規程は，２００８年１月９日から施行する。

附　則（２００８年規程第７５号）

この規程は，２００８年４月１日から施行する。

附　則（２００９年規程第４号）

この規程は，２００８年７月１日から施行する。

附　則（２００９年規程第３９号）

この規程は，２００９年９月９日から施行する。

附　則（２００９年規程第８０号）

この規程は，２００９年１０月１４日から施行し，２００９年１０月１日から適用する。

附　則（２０１０年規程第５３号）

この規程は，２０１０年３月１０日から施行する。

附　則（２０１１年規程第３号）

この規程は，２０１１年１月１２日から施行し，２０１０年４月１日から適用する。

附　則（２０１１年規程第７４号）

この規程は，２０１１年６月８日から施行し，２０１１年４月１日から適用する。

附　則（２０１１年規程第１３０号）

この規程は，２０１１年１１月９日から施行し，２０１１年１０月１日から適用する。

附　則（２０１１年規程第１４７号）

１　この規程は，２０１１年１２月１４日から施行する。

２　愛知教育大学部局情報システム運用委員会規程（２００８年規程第４号）は廃止する。

附　則（２０１４年規程第２５号）

この規程は，２０１４年１０月１５日から施行し，２０１４年４月１日から適用する。

附　則（２０１６年規程第２５号）

この規程は，２０１６年４月１日から施行する。

附　則（２０１７年規程第４３号）

この規程は，２０１７年８月１日から施行する。